

5 監第 23 号  
令和 5 年 8 月 22 日

東 御 市 長 花 岡 利 夫 様

東御市監査委員 北 澤 昌 雄  
東御市監査委員 塩 川 壽 友  
東御市監査委員 山 崎 康 一

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の審査をしたので、次のとおり意見を提出する。

記

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条の規定に基づく健全化判断比率の次を対象に適否を審査した。

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率（3 ヶ年平均）
- (4) 将来負担比率

2 審査の期日

令和 5 年 7 月 24 日から 8 月 21 日までの間

3 審査の概要

この審査に当たっては、以下の点に主眼を置きこれらの算定の基礎となる事項を記載した関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行うとともに、関係職員から算定についての説明を聴取し実施した。

- (1) 法令に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となった書類が正確に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

#### 4 審査の結果及び意見

##### (1) 審査における所見

###### ア 実質赤字比率 (△8.18%)

実質収支が黒字のため当該比率は、負の値で表示され数値は存在しない。  
よって、特に指摘すべき事項はない。

###### イ 連結実質赤字比率 (△29.59%)

実質収支が黒字のため当該比率は、負の値で表示され数値は存在しない。  
よって、特に指摘すべき事項はない。

###### ウ 実質公債費比率 9.6%

令和3年度と比較して3ヵ年平均値は1.2ポイント上昇した。早期健全化基準  
25.0%に対し大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はない。

###### エ 将来負担比率 29.8%

令和3年度と比較して11.1ポイント減少した。早期健全化基準350.0%に  
対し大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はない。

##### (2) 総括意見

総括審査意見として、令和4年度決算における健全化判断比率とその算定基礎を記載した書類は、所定の規定に準拠して作成されており、その比率の算出は的確である。さらに、この法律が定めた4つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準の範囲内であり、東御市の令和4年度各決算結果に基づく財政状態は健全であると認めた。(詳細資料は別紙のとおり)